



PwCベトナムニュースブリーフ

みなし輸出入取引に関する初の法
令がまもなく発表される可能性

ご一読ください

みなし輸出入取引に関する初の法令がまもなく発表される可能性

3月末、財務省（MoF）は、関税法第47a条のみなし輸出入取引（ICEI）に関する規定を含む、既存の一連の法律の複数の条項に対する改正案をまとめた公式文書4054/BTC-PCを発行しました。

法案におけるICEIに関する主要な検討事項は以下のとおりです。



1

主要な考慮事項

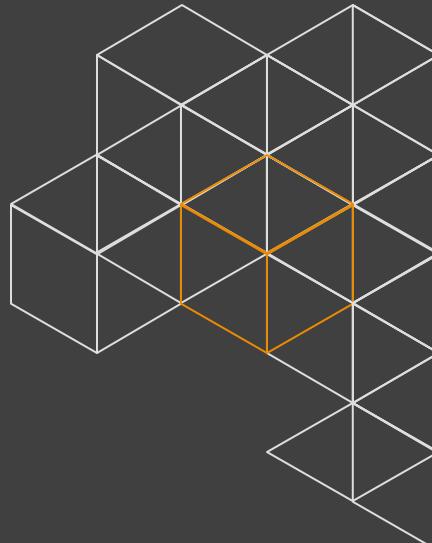
改正案の重要な変更点

- 法案では、初めて法令でICEI物品を定義しており、ICEI物品は、ベトナム国内で搬入および受領される物品とされています。これらは、ベトナム企業と外国事業者間の売買契約、加工契約、またはリース／貸借契約に基づき、外国事業者によって指定されます。
- これまで第三者売買取引に適用されていた、外国貿易業者がベトナムに拠点を有していないという要件が撤廃されます。
- 関税局は、オフィシャルレター4054/BTC-PCを受けて、4月17日にワークショップを開催し、様々な企業や団体が参加してこのテーマについて議論しました。この改正は、ICEIが法律レベルで認められていない現状、そして2023年にICEIを廃止する提案が開始されていることを考えると、前向きな展開とみなされており、参加者から歓迎されています
- しかし、この改正ではその有効性が明記されていないことから、新たに導入されたICEIの定義に合致する過去の取引を法律レベルでどのように扱うべきかという疑問は残ります。

この法案は、2025年5月から6月に開催される15期国会第9回会期で承認される予定です。アップデートがあれば、次のニュースブリーフでお知らせします。



お問い合わせ



本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 3879788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn

